



2010年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日 2010年5月23日(日)

試験時間 13:30~15:00(90分)

注意

1. 受検すべき試験の問題用紙と解答用紙が配付されているかどうかをご確認のうえ、誤った用紙が配付されている場合は拳手してください(「問題用紙左上部の試験名の略称」と「解答用紙左上部の試験名の略称」の一致により確認できます)。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は5月23日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/fp/list/fp/answer>)

6月30日(予定)に受検者全員に合否通知書を発送するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)

解答にあたっての注意

- 1．問題は【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．解答は解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（48歳）は、妻Bさん（45歳）との2人家族である。Aさんは、大学卒業後、X社に就職したが、25歳の時に退職している。しばらく家業の商店を手伝っていたが、29歳の時に、現在も勤務しているY社に再就職した。

Aさんは、これまで年金に関して深く考えたことはなかったが、昨年10月、「ねんきん定期便」を受け取ったことを機に、将来、自分の公的年金がどのくらい支給されるかなど、公的年金制度の概要について知りたいと思うようになった。そこで、Aさんは懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

なお、Aさんの「ねんきん定期便」の記載内容（一部抜粋）は、以下のとおりである。

< Aさんの「ねんきん定期便」(一部抜粋) >

この「ねんきん定期便」は、平成21年8月7日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

基礎年金番号	xxxx-123456	生年月日	昭和36年10月30日
--------	-------------	------	-------------

番号	加入制度	お勤め先の名称等	資格取得年月日	資格喪失年月日	加入月数
1	厚年	X 株式会社	昭和59. 4. 1	昭和62. 3. 30	35
2	国年	第1号被保険者	昭和62. 3. 30	平成 3. 4. 1	49
3	厚年	Y 株式会社	平成 3. 4. 1		220

国民年金								厚生年金保険		船員保険		年金加入 期間合計 (未納月数を除く)
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
24	0	0	0	0	0	0	24	255 (0)	255 (0)	0	0	279
国民年金被保険者期間 における未納月数			25	付加保険料納付月数			0					

なお、20歳からX社に就職するまでの大学生であった期間（30月）は、国民年金に未加入である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、「ねんきん定期便」に関する内容等について説明した。MさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のA～Kのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Aさんの場合、原則()歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することができる。老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給するためには、()年の受給資格期間を満たす必要がある。Aさんは、平成21年8月7日時点において老齢基礎年金の受給資格期間を満たして()。

国民年金の保険料は、()年前までの未納期間の保険料に限り、さかのぼって納付することができる。Aさんの場合、X社退職後の国民年金の第1号被保険者期間中に保険料未納期間があるが、平成21年8月7日時点において、当該期間は10年以上前であるため、当該期間に係る保険料をさかのぼって納付することはできない。

語句群							
A . 2	B . 3	C . 5	D . 20	E . 25	F . 30	G . 60	H . 65
I . 70	J . いる	K . いない					

《問2》 「ねんきん定期便」には、参考資料として将来の年金見込額を試算できる計算式が示されている。下記<条件>を基に、Aさんの老齢基礎年金の見込額を計算した下記の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。

<条件>

- ・ Aさんは厚生年金保険の被保険者として、65歳になるまでY社に勤務する。
- ・ 年金額は、平成21年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づき求めること。
- ・ 計算式にある「 」と「 」の部分は、問題の性質上明らかにできないためにそれぞれ数値を伏せてある。

< Aさんの老齢基礎年金の見込額 >

これまで（平成21年7月まで）の加入実績に応じた年金額

$$= (\quad) \text{円} \times \frac{279\text{月}}{480\text{月}} + 0 \text{月} \times 200\text{円} = \quad \text{円} \text{ (100円未満四捨五入)}$$

今後加入する期間（平成21年8月以降）に基づく年金額

$$= (\quad) \text{円} \times \frac{(\quad) \text{月}}{480\text{月}} + 0 \text{月} \times 200\text{円} = \quad \text{円} \text{ (100円未満四捨五入)}$$

〔老齢基礎年金の見込額〕

$$\quad \text{円} + \quad \text{円} = (\quad) \text{円}$$

《問3》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

「将来、Aさんに支給される老齢厚生年金の年金額は、厚生年金保険の被保険者期間や退職時までの間にAさんが受け取る給与（賞与を含む）の額によって決まります」

「ねんきん定期便によれば、Aさんの付加保険料納付月数は0月です。老後の年金収入を少しでも増やす方法として、付加保険料を納付されることをお勧めします」

「Aさんは、原則として老齢基礎年金および老齢厚生年金の支給開始年齢を繰り下げることができます。繰下げ支給の申出をした場合は、年金額が繰下げ1カ月当たり0.5%増額されます」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

《問4》 Mさんは、下記の各ケースにおいて、Aさんが死亡した場合の必要保障額を計算した。
 下記<条件>を参考に、Aさんの必要保障額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る金額を求めなさい。なお、答の金額の端数処理は千円未満を切り捨てること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は 〃 で示してある。

<条件>

- 〃 長男Cさんが独立する年齢は、22歳（大学卒業時）とする。
- 〃 Aさんの死亡後から長男Cさんが独立するまで（19年間）の生活費は、現在の日常生活費の70%とし、長男Cさんが独立した後の妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費の50%とする。
- 〃 長男Cさん独立時の妻Bさんの平均余命は、32年とする。
- 〃 妻Bさんは、満額の老齢基礎年金（平成21年度価額（物価スライド特例措置による金額））を平均余命（23年間）まで受給できるものとする。

	<ケース1>	<ケース2>	<ケース3>	<ケース4>
	平成23年3月時		長男Cさん独立時	
	住宅取得しない場合	住宅取得した場合	住宅取得しない場合	住宅取得した場合
Aさん死亡時の年齢	40歳	40歳	59歳	59歳
Aさん死亡時の妻Bさんの年齢	36歳	36歳	55歳	55歳
Aさん死亡時の長男Cさんの年齢	3歳	3歳	22歳	22歳
日常生活費	()	()		
家賃	60,000	-	40,000	-
住宅ローン	-	0	-	0
住宅修繕・リフォーム費用	-	8,000	-	5,200
租税公課（固定資産税等）	-	6,600	-	4,300
教育・結婚援助資金	14,000	14,000	2,000	2,000
耐久消費財購入費用	6,000	6,000	3,900	3,900
その他費用（趣味・娯楽等）	12,000	12,000	7,800	7,800
死亡整理資金（葬儀費用等）	3,000	3,000	3,000	3,000
(a) 遺族に必要な資金の総額		()		
遺族厚生年金等	50,000	50,000	33,000	33,000
妻Bさんの老齢基礎年金	()	()	()	()
妻Bさんの就労収入	24,000	24,000	5,000	5,000
死亡退職金等	6,000	6,000	15,000	15,000
金融資産（現金、預貯金等）	15,000	5,000	25,000	12,000
(b) 準備資金				
必要保障額（a - b）	()			

各数値の単位は千円であり、Mさんが収集した情報を基に概算の金額を算出したものである。計算にあたって、物価上昇率等は考慮していない。

《問5》 所得税における住宅借入金等特別控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を，下記の数値群のなかから選びなさい。

住宅借入金等特別控除とは，借入金等で自己の居住用住宅を取得等をして，居住の用に供した場合で，所定の要件（所得制限，家屋の床面積，借入金の償還期間等）を満たすとき，借入金等の年末残高に対する一定割合の金額をその年分の所得税額から控除（税額控除）するものである。

Aさんが平成23年3月に新築のマイホームを取得し，所定の要件を満たした場合，1年目から（ ）年目までの各年の控除額は「借入金等の年末残高の金額×（ ）%（400千円が限度）」となる。なお，Aさんが取得するマイホームが「認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例」に該当する場合，1年目から各年の控除額は「借入金等の年末残高の金額×（ ）%（600千円が限度）」となる。

数値群								
0.4	0.5	0.75	1.0	1.2	1.5	6	10	15

《問6》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について，適切なものには印を，不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

「団体信用生命保険に加入していれば，住宅ローン債務は当該生命保険の死亡保険金により弁済されるため，通常，住宅取得後の必要保障額は減少します。Aさんの場合においても，住宅取得後の必要保障額が大きく減少していることが確認できます」

「Aさんが加入している終身保険の予定利率は，契約時期から判断して，現在よりも高いことが推察されるため，当該終身保険についてはそのまま継続されたほうがよいと思います。ただし，死亡保障の増額や生前給付保障の充実を考えた場合，当該終身保険を活用して，新たな生命保険に加入する契約転換制度の利用も検討してください」

「教育資金の確保と死亡保障の準備を考慮すれば，育英年金特約が付加された学資（こども）保険に加入されることも検討事項のひとつとなります。仮に，被保険者である長男Cさんが死亡した場合，学資祝金と満期祝金が支払われるだけでなく，満期まで毎年育英年金を受け取ることができます」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（69歳）は、X電機株式会社（以下、X社という）の代表取締役社長である。最近、Aさんは体調を崩したこともあり、勇退することを決意し、現在、X社の専務取締役である長男Bさん（38歳）に事業を引き継ぐことにした。社長退任後、AさんはX社の役員等にはとどまらず、完全に勇退しようと考えている。

また、X社では、Aさんを被保険者とする生命保険に加入しているが、その取扱いについて、Aさんは生命保険会社の担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

<資料> X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	: 終身保険（特約付加なし）
契約年月日	: 昭和62年11月1日
契約形態	: 契約者（=保険料負担者）・死亡保険金受取人 = X社 被保険者 = Aさん
終身保険の保険金額（保険料払込期間）	: 20,000千円（70歳払込満了）
年払保険料	: 450千円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、X社が、Aさんに役員退職金を50,000千円支給するとした場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を求めなさい。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）は33年3カ月で、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。計算過程を示し、答は千円単位とすること。

《問8》 Mさんは、Aさんに対して、設例の<資料>の生命保険の契約者(=保険料負担者)をAさん、死亡保険金受取人をAさんの妻に名義変更し、役員退職金(50,000千円)の一部として現物支給する方法についてアドバイスした。現物支給時(役員退職金支給時)のX社の経理処理(仕訳)について、下記<条件>を基に、空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を求めなさい。なお、空欄 は下記の 語句群 のA~Dのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

<条件>

- ・現物支給時までのX社が支払った保険料は、10,350千円である。
- ・現物支給時の解約返戻金相当額(積立配当金等を含む)は、10,000千円である。
- ・X社が資産計上している積立配当金は、100千円である。
- ・X社がAさんに対して現金で支給する役員退職金の額は、40,000千円である。

<現物支給時(役員退職金支給時)の経理処理(仕訳)>

借 方	貸 方
退 職 金 ()千円	保険料積立金 ()千円
() ()千円	配当金積立金 100千円
	現金・預金 40,000千円

語句群

A．前払保険料 B．雑収入 C．雑損失 D．解約返戻金

《問9》 X社では、従業員の退職金準備のため、長期平準定期保険または養老保険(福利厚生プラン)への加入を検討している。MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

契約者(=保険料負担者)および死亡保険金受取人をX社、被保険者を全従業員とする長期平準定期保険に加入した場合、保険期間の当初6割相当期間においては、支払保険料の2分の1を前払保険料として資産計上し、残りの支払保険料については、期間の経過に応じて損金の額に算入する。

契約者(=保険料負担者)および死亡保険金受取人をX社、被保険者を一部の従業員とする長期平準定期保険に加入した場合、普遍的加入を欠いているため、支払保険料の全額が従業員に対する給与として損金の額に算入される。

契約者(=保険料負担者)をX社、被保険者を全従業員、満期保険金受取人をX社、死亡保険金受取人を被保険者の遺族とする養老保険(福利厚生プラン)に加入した場合、その加入が普遍的なものであれば、支払保険料の全額を損金の額に算入することができる。

《問10》 Aさんの平成21年分の給与所得の源泉徴収票および所得税の計算に係る所得控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。

) Aさんの平成21年分の給与所得の源泉徴収票にある「給与所得控除後の金額」に入る給与所得の金額は,()千円である。

) 配偶者控除の適用は, 配偶者の合計所得金額が()千円以下であることが要件の1つとなる。妻Bさんの合計所得金額は()千円を超えるため, Aさんは配偶者控除の適用を受けることができない。

) Aさんのように, 納税者本人の合計所得金額が()千円を超える場合には, 配偶者の合計所得金額の多寡にかかわらず, 配偶者特別控除の適用を受けることはできない。

<資料> 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
千円超	千円以下	収入金額×40% (650千円に満たない場合は, 650千円)
	1,800	
1,800	~ 3,600	収入金額×30% + 180千円
3,600	~ 6,600	収入金額×20% + 540千円
6,600	~ 10,000	収入金額×10% + 1,200千円
10,000		収入金額×5% + 1,700千円

《問11》 Aさんの平成21年分の所得税の確定申告等に関する次の記述 ~ について, 適切なものには 印を, 不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

Aさんが平成21年中に解約した一時払変額個人年金保険(確定年金)は, 税務上「金融類似商品」に該当するため, 契約から5年超の解約であるが, 当該解約返戻金は源泉分離課税の対象となる。

所得控除のうち医療費控除や寄附金控除などは, 年末調整においてその適用を受けることができないため, 仮にAさんがこれらの控除の適用を受けるためには確定申告が必要となる。

総所得金額に算入される一時所得の金額が200千円を超えるため, Aさんは所得税の確定申告をしなければならない。

《問12》 Aさんに係る平成21年分の所得税の申告納税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 円で示してある。

(a) 総所得金額	() 円
社会保険料控除	1,230,000円
生命保険料控除	100,000円
地震保険料控除	40,000円
扶養控除	() 円
基礎控除	380,000円
(b) 所得控除の額の合計額	円
(c) 課税総所得金額 (a - b)	円
(d) 算出税額 ((c) に対する税額)	() 円
(e) 源泉徴収税額	1,277,600円
(f) 申告納税額 (d - e)	() 円

< 資料 > 所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
超 以下	%	円
1,950千円 ~ 3,300千円	5	-
3,300千円 ~ 6,950千円	10	97,500
6,950千円 ~ 9,000千円	20	427,500
9,000千円 ~ 18,000千円	23	636,000
18,000千円 ~	33	1,536,000
	40	2,796,000

< 資料 > 平成21年分の所得税に係る扶養控除の額

区 分		控除額	
一般の扶養親族	同居特別障害者	730,000円	
	上記以外	380,000円	
特定扶養親族	同居特別障害者	980,000円	
	上記以外	630,000円	
老人扶養親族	同居特別障害者	同居老親等以外の者	830,000円
		同居老親等	930,000円
	上記以外	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円

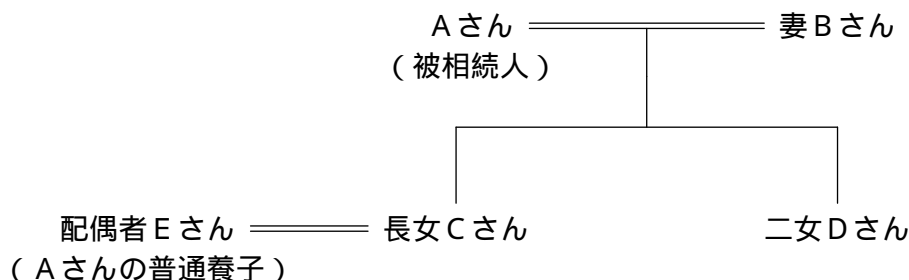
* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

株式会社X社の役員であるAさん（65歳）は、平成22年4月に病気により急死した。Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。なお、Aさんは、平成19年6月に長女Cさんの配偶者であるEさんを普通養子にしている。

< Aさんの家族構成 >



< Aさんの相続財産 >

- 現金および預貯金等 …… 60,000千円（下記 の相続税評価額を含む）
- 自宅（土地） …… 20,000千円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の相続税評価額）
- 自宅（建物） …… 20,000千円（固定資産税評価額）
- 死亡退職金 …… 50,000千円
- 死亡保険金（生命保険） … 40,000千円（下記 によるもの）

Aさんに係るすべての相続財産は、遺産分割協議により妻Bさんが取得する。

< Aさんが加入していた生命保険に関する資料 >

定期保険特約付終身保険

契約者（=保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

死亡保険金額 : 40,000千円

一時払終身保険

契約者（=保険料負担者）・死亡保険金受取人 : Aさん

被保険者 : 妻Bさん

一時払保険料 : 10,000千円

死亡保険金額 : 12,500千円

解約返戻金額 : 9,850千円（Aさんの相続開始時）

上記以外は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんが加入していた生命保険の税務に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を求めなさい。なお、空欄 は下記の 語句群 のA～Dのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

被相続人が死亡したことにより、相続人に支払われる死亡保険金（保険料負担者が被相続人であるもの）は「みなし相続財産」として相続税の課税対象となる。ただし、相続人が受け取った死亡保険金については、「()千円×法定相続人の数」で計算した金額を限度として、非課税財産とされている。妻Bさんが受け取った死亡保険金のうち、相続税の課税価格に算入される金額は、()千円である。

他方、一時払終身保険の契約者（＝保険料負担者）であるAさんが死亡したことにより、当該生命保険契約に関する権利を妻Bさんが相続により取得することになる。相続開始の時において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、()の額によって評価されるため、当該生命保険契約について、相続税の課税価格に算入される金額は、()千円である。

語句群

- A．死亡保険金 B．一時払保険料 C．解約返戻金
D．定期金に関する権利の評価

《問14》 Aさんの相続に係る相続税額の計算等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

妻Bさんが死亡保険金40,000千円をそのまま生命保険会社に据置金として預け入れた場合、当該死亡保険金はAさんの相続に係る課税価格の合計額には算入されず、相続税は課されない。

妻Bさんが「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定の適用を受けるためには、Aさんの相続開始時において、Aさんとの婚姻期間が20年以上でなければならない。

長女Cさんの配偶者である普通養子Eさんの民法上の法定相続分は、6分の1である。

《問15》 Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は 千円で示してある。

(a) 課税価格の合計額	() 千円
(b) 遺産に係る基礎控除額	() 千円
課税遺産総額 (a - b)	千円
各法定相続人の法定相続分に応ずる税額	
妻 B さん	千円
長女 C さん	千円
二女 D さん	千円
普通養子 E さん	千円
相続税の総額 (c)	() 千円

< 相続税の速算表 >

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
10,000千円以下	10%	-
10,000千円超 30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超 50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超 100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超 300,000千円以下	40%	17,000千円
300,000千円超	50%	47,000千円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）